

平成 27 年度

長野県財政健全化判断比率等審査意見書

長野県監査委員

28 監 査 第33号

平成28年（2016年）9月12日

長野県知事 阿 部 守 一 様

長野県監査委員 田 口 敏 子  
同 西 沢 利 雄  
同 西 沢 昭 子  
同 鈴 木 清

平成27年度決算における財政健全化法の健全化判断比率等の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別添のとおり意見書を提出します。

# 平成27年度決算に基づく財政健全化判断比率等審査意見書

## 第1 審査の概要

### 1 審査の対象

平成27年度の各会計の決算等に基づく、実質赤字比率<sup>※1</sup>、連結実質赤字比率<sup>※2</sup>、実質公債費比率<sup>※3</sup>、将来負担比率<sup>※4</sup>（以下「健全化判断比率」という。）及び資金不足比率<sup>※5</sup>並びに算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象としました。

### 2 審査の手続

この審査に当たっては、以下の点に主眼を置き、これらの算定の基礎となる事項を記載した関係諸帳簿及び証拠書類の照合等を行うとともに、関係者から算定についての説明を聴取し実施しました。

- (1) 法令等に照らし算出過程に誤りはないか。
- (2) 法令等に基づき適切な算定要素が計算に用いられているか。
- (3) 算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。
- (4) 客観的事実の妥当性を判断した上で算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。

## 第2 審査の結果と意見

### 1 審査の結果

#### (1) 健全化判断比率

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

	平成27年度	平成26年度	早期健全化基準 <sup>※6</sup>
	— %	— %	— %
実質赤字比率	—	—	3.75
連結実質赤字比率	—	—	8.75
実質公債費比率	12.7	13.5	25.0
将来負担比率	170.1	179.6	400.0

※1 実質赤字比率

一般会計及び流域下水道事業費特別会計を除く11の特別会計（以下「一般会計等」という）の実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

※2 連結実質赤字比率

一般会計等に流域下水道事業費特別会計と企業特別会計を含めた県の全会計の実質赤字額及び資金不足額の合計額の標準財政規模に対する比率です。

※3 実質公債費比率

公債費（地方債の元利償還金）及び公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額の標準財政規模に対する比率です。

※4 将来負担比率

ストックの指標として、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。公営企業、一部事務組合、地方公社や第三セクターなどの出資法人に関する負担部分も含まれます。

※5 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率です。

※6 早期健全化基準

財政の健全性に関する判断比率には「財政再生基準」と「早期健全化基準」の2つの基準があります。4つの健全化判断比率のうち、将来負担比率を除くいずれかの比率が「財政再生基準」以上である場合は「財政再生計画」を策定し、国等の関与による確実な財政再生が求められます。また4つの比率のうちいずれかの比率が早期健全化基準以上である場合には、「財政健全化計画」を策定し、自主的な改善努力により財政健全化を目指すことになります。

(2) 資金不足比率

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

	平成27年度	平成26年度	経営健全化基準※7
電気事業会計	—	—	20%
水道事業会計	—	—	
流域下水道事業費特別会計	—	—	

2 審査の意見

健全化判断比率は、いずれも自主的な改善努力が義務付けられる早期健全化基準に達していません。また、資金不足比率は経営健全化基準に達していません。引き続き、健全な財政運営に努めてください。なお、各比率に対する意見は以下のとおりです。

(1) 実質赤字比率

一般会計等の実質収支は69億4,719万余円の黒字であり、実質赤字比率は該当しません。

(2) 連結実質赤字比率

一般会計等の実質赤字はありません。また、流域下水道事業費特別会計などの公営企業会計の資金不足はありません。これらを合算した連結実質収支は120億1,468万余円の黒字であり、連結実質赤字比率は該当しません。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は12.7%となっており、早期健全化基準の25%を下回っています。

平成17年度の実質公債費比率は、20.1%と全国の都道府県で最も高い数値となっていました。将来予測を踏まえた財政運営により平成18年度以降、実質公債費比率は順次低下してきており、平成27年度は、前年度よりさらに0.8ポイント低下し改善しました。

「長野県行政・財政改革方針」に沿った取組を積極的に推進し、自主財源の確保と事業の効率化や徹底した経費節減により歳出の削減を図るとともに、地方債の元利償還金が増加することがないように、引き続き、通常債の発行抑制に努め、実質的な地方債残高の縮減に一層取り組んでください。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は170.1%となっており、早期健全化基準の400%を下回り、平成26年度の179.6%より9.5ポイント低下しました。この指標は、長野県が将来負担すべき実質的な負債を示す指標であり、本県の人口が減少していることを鑑みれば、比率の低下(改善)の継続は重要です。将来負担額の多くの部分を地方債残高が占めているという状況から、今後とも地方債の発行については、償還計画との整合を図りながら適切に対応してください。

(5) 資金不足比率

電気事業会計、水道事業会計及び流域下水道事業費特別会計ともに資金不足は生じておらず、資金不足比率は該当しません。

	事業規模	資金剰余額
	千円	千円
電気事業会計	3,013,723	2,251,555
水道事業会計	4,626,027	2,321,956
流域下水道事業費特別会計	4,507,376	493,981

※7 経営健全化基準

資金不足比率が経営健全化基準(20%)以上である場合には、資金不足比率を公表した年度の末日までに経営健全化計画を策定しなければなりません。資金不足比率には早期健全化段階(経営健全化基準)があるだけで、再生段階となる基準はありません。

## 参 考

### 1 各比率の算定式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
  - ・実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）
  - ・標準財政規模（平成27年度は約5,229億円）  
地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税と臨時財政対策債の発行可能額を加算した額

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：アとイの合計額がウとエの合計額を超える場合の当該超える額
  - ア 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
  - イ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
  - ウ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
  - エ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）} \\ \text{－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）} \end{array}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

（3か年平均）

- ・準元利償還金：アからオまでの合計額
  - ア 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
  - イ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ウ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
  - オ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・将来負担額：アからクまでの合計額
  - ア 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
  - イ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
  - ウ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
  - エ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
  - オ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
  - カ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
  - キ 連結実質赤字額
  - ク 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・充当可能基金額：アからカまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・資金の不足額
  - 資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
  - 資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額
- ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額
- ・事業の規模
  - 事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額
  - 事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

2 将来負担比率の算定基礎

(単位：千円、%)

将来負担額 A	—	充当可能財源等 B	=	A - B	=	将来負担比率
2,042,406,234		1,303,929,723		738,476,511		
標準財政規模 C	—	算入公債費等の額 D	=	C - D	=	170.1
522,947,449		88,897,411		434,050,038		

将来負担額 (A) 内訳	平成27年度		平成26年度		増減額
	金額	構成比率	金額	構成比率	
地方債現在高	1,778,451,995	87.1	1,791,220,909	87.0	-12,768,914
債務負担行為に基づく支出予定額	4,761,042	0.2	5,871,276	0.3	-1,110,234
国営土地改良事業に係るもの	262,804	0.0	461,763	0.0	-198,959
松本平広域公園緑地(緩衝緑地)整備事業	2,867,983	0.1	3,899,286	0.2	-1,031,303
先行取得土地の買い戻しに係るもの	1,630,255	0.1	1,510,227	0.1	120,028
公営企業債等繰入見込額(流域下水道事業)	26,186,419	1.3	27,297,067	1.3	-1,110,648
退職手当負担見込額	225,100,227	11.0	226,228,746	11.0	-1,128,519
一部事務組合負担等見込額(上伊那広域水道用水企業団)	98,143	0.0	152,736	0.0	-54,593
設立法人負債額等負担見込額	7,808,408	0.4	7,991,960	0.4	-183,552
公益社団法人長野県林業公社	7,465,451	0.4	7,679,836	0.4	-214,385
公益財団法人長野県農業開発公社	206,725	0.0	151,478	0.0	55,247
しなの鉄道株式会社	136,232	0.0	160,646	0.0	-24,414
連結実質赤字額	0	0.0	0	0.0	0
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0.0	0	0.0	0
計	2,042,406,234	100.0	2,058,762,694	100.0	-16,356,460

充当可能財源 (B) 内訳	平成27年度		平成26年度		増減額
	金額	構成比率	金額	構成比率	
充当可能基金	270,407,685	20.7	260,192,394	20.0	10,215,291
財政調整基金	33,062,405	2.5	29,989,424	2.3	3,072,981
減債基金	208,169,843	16.0	203,112,742	15.6	5,057,101
福祉基金	2,906,143	0.2	2,904,954	0.2	1,189
心身障害者扶養共済基金	51,005	0.0	51,153	0.0	-148
県営林経営基金	56,338	0.0	56,321	0.0	17
環境自然保護基金	844,278	0.1	891,669	0.1	-47,391
森林整備基金	1,325,885	0.1	1,326,369	0.1	-484
ふるさと農村活性化基金	719,883	0.1	737,909	0.1	-18,026
栄村復興基金	417,187	0.0	414,582	0.0	2,605
森林づくり県民税基金	342,508	0.0	119,153	0.0	223,355
地域活性化基金	21,084,947	1.6	20,058,567	1.5	1,026,380
自然エネルギー地域基金	373,692	0.0	3,264	0.0	370,428
地域医療介護総合確保基金	656,358	0.1	281,287	0.0	375,071
文化振興基金	197,213	0.0	45,000	0.0	152,213
美術品取得基金	200,000	0.0	200,000	0.0	0
充当可能特定財源	22,505,987	1.7	24,176,415	1.9	-1,670,428
旧山口村分岐県負担金	273,712	0.0	332,708	0.0	-58,996
地方債を財源とする貸付金の償還金	16,593,904	1.3	17,455,043	1.3	-861,139
公営住宅等の賃貸料等	5,638,371	0.4	6,388,664	0.5	-750,293
基準財政需要額算入見込額	1,011,016,051	77.5	1,017,178,356	78.2	-6,162,305
計	1,303,929,723	100.0	1,301,547,165	100.0	2,382,558

長野県道路公社、長野県土地開発公社、地方独立行政法人長野県立病院機構については、負担見込額はありません。公益社団法人長野県林業公社、公益財団法人長野県農業開発公社、しなの鉄道株式会社については、各々の経営状況を評価し、損失補償債務等負担見込額として、それぞれ90%、70%、10%の算入率により算定しています。

## 財政健全化法における健全化判断比率等の対象範囲

普通会計 〔一般会計等〕	一般会計		実 質 赤 字 比 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率		
	特 別 会 計	公債費特別会計						
		市町村振興資金貸付金特別会計						
		母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計						
		心身障害者扶養共済事業費特別会計						
		地方独立行政法人長野県立病院機構 施設整備等資金貸付金特別会計						
		小規模企業者等設備導入資金特別会計						
		農業改良資金特別会計						
		漁業改善資金特別会計						
		県営林経営費特別会計						
		林業改善資金特別会計						
	高等学校等奨学資金貸付金特別会計							
	公営 企業 会計						流域下水道事業費特別会計	
企業特別会計								
		水道事業会計						
一部事務組合・ 広域連合	長野県上伊那広域水道用水企業団							
	長野県地方税滞納整理機構							
地方公社・ 第三セクター 等	長野県道路公社（債務保証法人）							
	長野県土地開発公社（債務保証法人）							
	地方独立行政法人長野県立病院機構							
	公益財団法人長野県農業開発公社（損失補償法人）							
	公益社団法人長野県林業公社（損失補償法人）							
	しなの鉄道株式会社（損失補償法人）							

比率(会計別)  
資金不足